

No.	疑問点・意見	見解
1．需要／供給 電力量の見込み		
1	料金設定の根幹となる需要と供給の電力量の想定について、根拠を提示して分かりやすく説明することができるのか疑問。	電気の規制料金の算定に用いる需要想定・供給力については、電気事業法に基づいて、各事業者が経済産業大臣に毎年度提出する「供給計画」を基に、必要な整理・補正を行うことで策定されます。 その上で、需要想定については、需要種別の需要の算定方法などを確認した結果、合理的でない手法や根拠に基づいた算定は確認されず、明らかに過去実績から乖離した想定となっていないことを確認しました。また、需要の算定において、節電効果、離脱影響、戻り需要などの影響も織り込まれていることを確認しました。 供給力についても、単価の安い電源を優先して運転することを原則としつつ、需給運用に係る制約（点検計画や燃料調達など）などを考慮して積み上げられており、合理的でない考え方に基づいた供給力の積上げは確認されませんでした。 なお、北海道電力と東京電力EPは、料金算定の基とした供給計画の案を微修正し、2023年3月に、供給計画（2023計画）を経済産業大臣に届け出たことから、各費目の査定結果を踏まえた最終的な補正においては、2023計画を基に料金算定を行うこととしました。 詳細については、第435回電力・ガス取引監視等委員会でお示しした査定方針案の「6－1．需要想定・供給力」をご覧ください。また、各事業者の詳細な考え方や根拠については、第30回料金制度専門会合でお示しした事業者資料「参考資料 1～5」及び第35回料金制度専門会合でお示しした事業者資料「参考資料 9～10」をご覧ください。

2. コスト効率化について		
2	効率化努力はどの程度行ったのか見えてこない。あらゆる方策を尽くした上での値上げなのか、最大限の努力をしているのか疑問。	電気の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。その上で、各事業者が算定した原価等について、審査の過程において一つ一つ精査し、厳格かつ丁寧に審査を行いました。
3	値上げ幅が大きすぎる。更なる企業努力を求める。最大限の努力の具体的な提示を示してほしい。	
4	電気料金を構成するコスト全てを抜本的に見直し、値下げの努力を続けるべき。	
5	値上げしない大手電力会社（3社）もある中、なぜ7社は値上げが必要なのか。燃料価格の高騰が原因との理由に一定理解はできるものの、各電力会社によって大きな差があるのはなぜか。値上げしない電力会社があるなら、もう少し企業努力はできるのではないか。値上げしない電力会社のコスト削減対応を値上げする電力会社に横展開すれば効果は得られるのか。	今般の電気の規制料金の改定申請は、ウクライナ情勢に伴う燃料価格の高騰などを踏まえて行われたものと承知しています。
		その上で、改定申請を行うかどうかは、各事業者がそれぞれの経営状況を踏まえて判断したものと考えています。また、改定率については、改定申請を行った7事業者によって異なりますが、例えば、当初の申請時点で40%を超える改定率となっていた北陸電力・沖縄電力は、1980年以来、料金の値上げ改定をしていなかったことが一つの要因であると考えられます。さらに、現行原価と比較して、今回原価の電源構成で、原子力の割合が下がり、火力の割合が大きくなった場合（例：北陸電力・中国電力）などにおいて、改定率が大きくなる傾向があると承知しています。
		経営効率化については、各事業者のこれまでの効率化の取組状況を確認した上で、改定申請を行った7事業者だけでなく、全ての大手電力会社の費用水準を比較し、コスト効率の良い事業者をベンチマークとして効率化の深掘りを求めるとともに、ベンチマークに満足することなく、継続的な効率化を促す観点も踏まえて、効率化係数を設定しました。その上で、効率化係数を用いて、設備投資や修繕工事などに係る費用の査定を行うことで、各事業者に対して、徹底した効率化を求めました。
		詳細については、第435回電力・ガス取引監視等委員会でお示しした査定方針案の「6－2. 経営効率化」をご覧ください。

3. 企業不祥事		
6	電力会社の不祥事が明らかになっているが、本当に公正な競争がなされているのか、企業努力を尽くしているのか、疑問。	電力自由化による競争促進は重要であり、電力各社による公正な取引を妨げる行為によって、独占禁止法に基づく命令がなされたことは、電力システム改革の趣旨に反するものでもあり、極めて遺憾です。電力・ガス取引監視等委員会においても、本件に関与したとされる中国電力等の小売電気事業者に対して報告徴収を行いました。今後、各社からの報告内容を精査・分析した上で、厳正に対応してまいります。さらに、中国電力からの料金改定申請については、料金原価に独占禁止法違反行為に係る課徴金等を算入していないことを確認していますが、カルテルを通じて競争が制限されたことにより高コスト体質となり、間接的に規制料金に影響を与えるのではないかな等の疑念が払拭しきれないという可能性も考慮して、経営効率化の取組など厳正に審査し、査定を行いました。
7	電力自由化の下で公正な取引が行われるよう、再発防止策の策定と、送配電会社との完全な分離を行うことを求めたいが、いかがか。	また、情報漏洩・不正閲覧事案については、本年4月17日付けで、関係各社に対し、電気事業法に基づく業務改善命令を行い、行為規制を含めたコンプライアンスの遵守等の内容とする内部統制の抜本的強化、託送情報に係る情報システムの共用状態の速やかな解消（いわゆる物理分割）等を命じました。 なお、送配電会社との完全な分離など、電気事業政策に関する御意見については、資源エネルギー庁より御回答することとなるものと考えています。
4 再生可能エネルギーや原子力発電等		
8	大手電力会社として、今後大規模に電源構成の割合を再生可能エネルギーにシフトしていく予定であるのか。	一般論として、再生可能エネルギーの導入や、原子力発電所の再稼働により、燃料費が抑制される可能性があると考えられます。一方で、規制料金の改定申請の審査においては、直近の供給計画等を基に、原価算定期間（原則3年間）におけるメリットオーダーを確認するものであり、長期的な電源構成のあり方については審査の対象外となります。 その上で、原子力発電に係る費用（例：原子力関連の修繕費）については、他の発電と同様、審査の過程において一つ一つ精査し、適正な料金原価となっているか確認を行い、その確認結果については、第435回電力・ガス取引監視等委員会でお示しした査定方針案でお示ししています。例えば、各事業者が算定した原価等について、各事業者の費用水準を比較し、コスト効率の良い事業者をベンチマークとして効率化の深掘りを求めるとともに、ベンチマークに満足することなく、継続的な効率化を促す観点も踏まえて、効率化係数を設定しました。その上で、原子力発電所の安全対策工事などについて、必要性を厳正に確認した上で、徹底した効率化を求めるため、効率化係数を用いて査定を行いました。また、原子力バックエンド費用等についても、法令に基づき、原価等に適切に計上されているか、確認を行いました。 なお、再生可能エネルギーの導入や原子力発電所の再稼働など、エネルギー政策に関する御意見や、再エネ賦課金に関する御意見については、資源エネルギー庁より御回答することとなるものと考えています。
9	今回の値上げに際して、再生可能エネルギーや原子力について、具体的なメリット・デメリット、消費者に及ぼす影響等を知りたい。	
10	再生可能エネルギーへのシフトがもっとできていれば、燃料価格の高騰の影響をもっと低く抑えることができ、電気料金の上昇を緩和できたのではないかな。	
11	燃料価格高騰による影響の緩和、エネルギーの安定供給、脱炭素社会実現のために、再生可能エネルギーの導入に全力を注ぐことを求めたい。	
12	再エネ賦課金を払い続けているが、電源構成の再生可能エネルギーの割合はあまり変わっていないように感じるが、いかがか。また、再エネ賦課金によって、一定の効果が上がっているのであれば、その効果額が今回の値上げ算定に際して、取り入れられることを望むが、いかがか。	
13	原子力発電設備の稼働状況によって、地域電力会社間の電気料金の格差が大きく不公平感がある。原発再稼働によって値上げは収まるのか。	
14	原発再稼働によって、料金は一見抑えられるように見えるが、今後かかってくる様々なコストもあわせて総合的に説明してほしい。	

5. 今後の見通し		
15	今まで様々な改定がされてきたが、なぜ料金が下がらなかったのか、理由を知りたい。	電気の規制料金では、燃料価格の変動に対して、燃料費調整制度により、為替も反映した円建て燃料価格の値上がり分・値下がり分を電気料金に自動的に反映する仕組みとなっています。なお、規制料金の燃料費調整制度においては、基準燃料価格の1.5倍を上限として電気料金に反映する仕組みとなっており、燃料価格の上昇に伴う電気料金への転嫁が抑制的に行われます。その上で、今後の燃料価格の見通しについては、国際情勢などによる影響を受けるため、お答えすることは困難です。 また、電気の規制料金については、 ① 各みなし小売電気事業者に対し、規制部門・自由化部門の「部門別収支」について、毎年度の提出を義務付けるとともに、 ② 電力・ガス取引監視等委員会（以下「当委員会」という。）で、毎年度、みなし小売電気事業者の「業務・経理の監査」を行い、 ③ さらに、当委員会は、経済産業大臣からの意見聴取を受けて、原価算定期間終了後、毎年度、規制部門の電気事業利益率が必要以上に高くなっていないかなどを確認する「事後評価」を行い、値下げ認可申請の要否について、経済産業大臣に回答を行っています。 上記の回答を受けて、経済産業大臣は、料金が社会的経済的事情の変動により著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、料金変更認可申請命令を発動することとなります。
16	今後いつまで、また、どの程度まで料金が上がり続けるのか、見通しはどうか。	
17	恒久的な値上げなのか。燃料価格の高騰が収まったら、速やかに料金の値下げを求めたいが、いかがか。	
18	料金の値下げは、どのような条件が整えば行われるのか、予め明示してほしい。	
6. 電気料金値上げの仕組み		
19	再エネ賦課金や燃料費調整制度など、また、託送料金の改定とあわせた構造や料金が上がる仕組みを説明してほしい。	電気の規制料金では、燃料価格の変動に対して、燃料費調整制度により、為替も反映した円建て燃料価格の値上がり分・値下がり分を電気料金に自動的に反映する仕組みとなっています。なお、規制料金の燃料費調整制度においては、基準燃料価格の1.5倍を上限として電気料金に反映する仕組みとなっており、燃料価格の上昇に伴う電気料金への転嫁が抑制的に行われます。 託送料金とは、発電された電気を送配電網を通じて需要家に届ける料金のことであり、各一般送配電事業者が設定し、経済産業大臣の認可を受けることとされています。詳細について、解説資料を作成しておりますので、電力・ガス取引監視等委員会のホームページを御参照ください。 （参考「新たな託送料金制度（レベニューキャップ制度）について」： https://www.emsc.meti.go.jp/info/pamph/index.html ） また、新たな託送料金制度（レベニューキャップ制度）の下、2023～2027年度に適用される託送料金については、国の公開の審議会における厳正な審査を経て2022年12月に各一般送配電事業者の「収入の見通し」が承認され、その後、承認された収入の見通しを踏まえた各一般送配電事業者の「託送供給等約款」が2023年1月に認可されました。審査の詳細については、料金制度専門会合（第14回～第32回及び第34回）の資料を御確認ください。 なお、再エネ賦課金に関する御意見については、資源エネルギー庁より御回答することとなるものと考えています。

7. 経済産業省に対しての要望

20	認可申請に対する審査について、結果だけでなくどういった点を勘案して結論に至ったのか、消費者が納得できるように丁寧な説明を公表してほしい。	今般の電気の規制料金の改定申請については、中立的・客観的立場から、料金制度専門会合で合計16回にわたって審査しましたが、その審査の様子については、インターネットでライブ配信し、資料は、電力・ガス取引監視等委員会ホームページに掲載しております。 （参考「料金制度専門会合」： https://www.emsc.meti.go.jp/activity/index_electricity.html） 料金制度専門会合では、配布資料の作成に当たって、審査上の論点を網羅するだけでなく、一般の方が論点を理解できるよう、基礎的な事項の説明も記載しております。また、審査の結果は、査定方針案として取りまとめましたが、査定方針案の作成に当たっても、同様の方針で、できる限りページ数を確保し、網羅性を維持しつつ、一般的の方が理解できるように努めて作成しました。 なお、電気の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。その上で、各事業者が算定した原価等について、料金制度専門会合における審査の過程において一つ一つ精査し、厳格かつ丁寧に審査を行いました。 具体的には、例えば、経営効率化について、各事業者のこれまでの効率化の取組状況を確認した上で、各事業者の費用水準を比較し、コスト効率の良い事業者をベンチマークとして効率化の深掘りを求めるとともに、ベンチマークに満足することなく、継続的な効率化を促す観点も踏まえて、効率化係数を設定しました。その上で、効率化係数を用いて、設備投資や修繕工事などに係る費用の査定を行うことで、各事業者に対して、徹底した効率化を求めました。
----	---	--